

令和2年3月31日

会員組合各位

大阪府中小企業団体中央会

新型コロナウイルス感染症の影響による総会（総代会）の開催について
（留意事項お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本会の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、去る2月21日及び3月24日付けで感染拡大防止に向けた取り組みについてご協力をお願いしたところですが、このたび、会員の皆様が予定されている総会（総代会）の開催方法に関する取扱い、留意事項等について取りまとめましたので、お知らせします。

なお、本取扱い並びに留意事項につきましては、本日現在の状況を踏まえたものであり、今後、国等による新たな施策が講じられた場合、変更となる可能性があることを申し添えます。

記

○中小企業等協同組合法では、「通常総会（総代会）は定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない」とされていますがこの度の新型コロナウイルス感染症の影響により、通常どおりの開催が難しくなっています。方法としては、現在のところ、以下の案が考えられます。

【案】「規模縮小（懇親会なし、理事会等との併催など）」

規模を縮小する場合は、総会成立要件である定足数（総組合員の半数以上の出席）が問題となりますが、少人数の本人出席及び委任状出席により成立可能となります。

また、その他として書面議決による方法が考えられます。

いずれにしましても、ご不明な点は連携支援部（06-6947-4371）までお問合せください。

○現在、本会上部団体である全国中央会より中小企業庁宛に、平成28年度熊本県地方地震と同様の措置（※）を要望していますが、現時点では講じられていません。講じられた際には、速やかにご連絡させていただきます。

（※）＜平成28年熊本県地方地震発生時における中小企業庁の取扱い H28.4.22＞
地震の影響により、定款で定める期間内に通常総会（総代会）を開催することができない状況が生じている場合には、そのような状況が解消され、開催が可能となった時点で通常総会（総代会）を開催すれば、不利益な取扱いはしないこととする。

以上